

資 料

～納税者番号制度～

目 次

納税者番号制度のしくみ	1
（例）納税者番号制度【アメリカの例】	2
税制調査会における納税者番号制度審議の推移	3
納税者番号制度の検討にあたっての論点	4
主要国における納税者番号制度の概要	6
主要国における個人所得課税の方法	7
主要国における納税者番号制度の推移	8
番号付与の方式（付番方式）のあり方に関する税制調査会のこれまでの主な考え方	9
個人付番方式の比較（住民票コード、基礎年金番号）	10
納税者番号制度の対象範囲とコストに関する税制調査会のこれまでの主な考え方	12
納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）	13
日本の法定資料の種類	14
給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の主な課税方法とその法定資料の概要	15
プライバシーの保護に関する税制調査会のこれまでの主な考え方	16
個人情報保護法について	17
グリーンカード制度の概要	21
納税者番号制度による事業所得の把握に関する税制調査会のこれまでの主な考え方	23
（例）小売業者等が顧客に販売を行うケース	24

納税者番号制度のしくみ

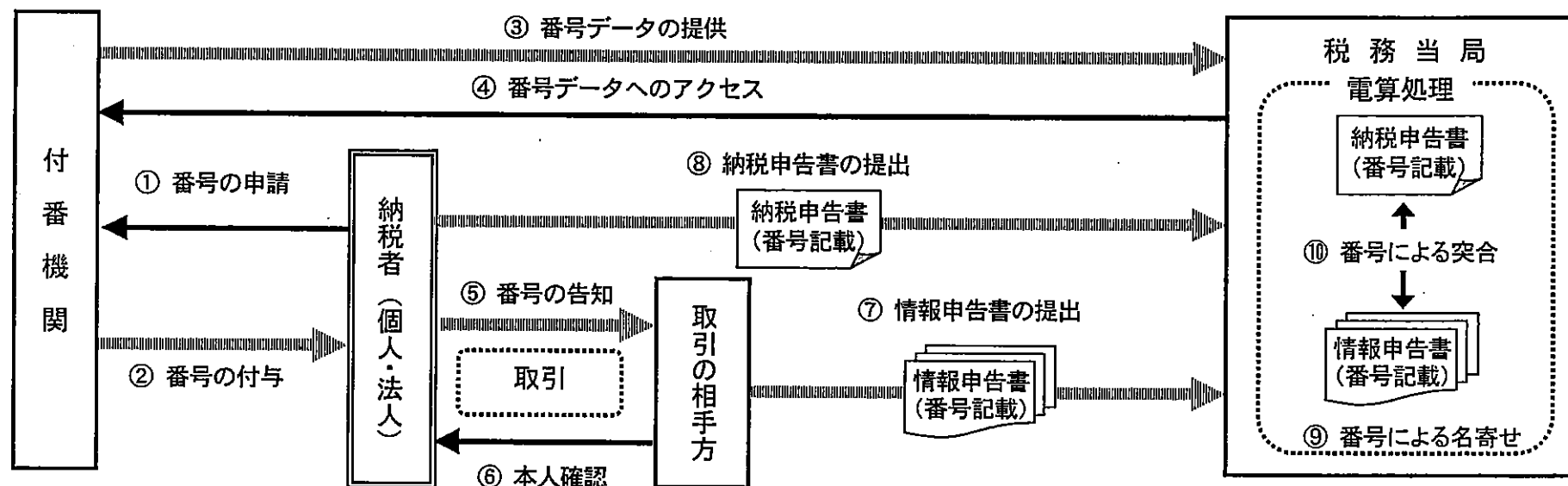
納税者番号制度とは、

納税者に広く番号を付与し、

(イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること

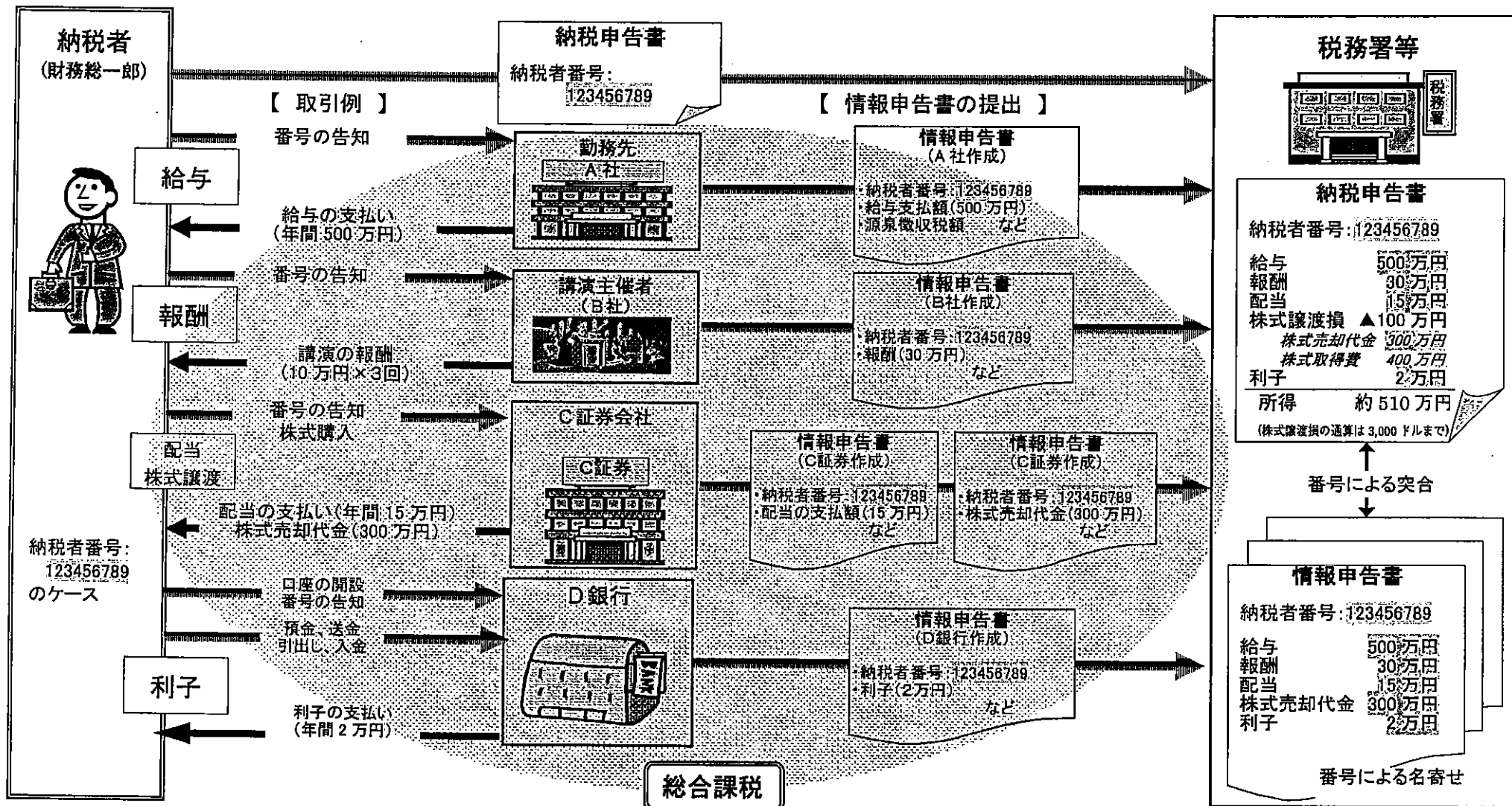
(ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること

を義務づけることによって、納税者に関する課税資料を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)して管理する方式である。



- ① 個人及び法人は、付番機関に番号を申請する。
- ② 付番機関は、申請があった納税者(個人・法人)に番号を付与する。
- ③ 付番機関は、税務当局に番号、氏名等の番号データ情報を提供する。
- ④ 税務当局は付番機関を通じて番号データ情報へアクセスが可能。
- ⑤ 納税者は取引を行う際、付与された番号を取引の相手方(例えば勤務先や金融機関等)に告知する。
- ⑥ 取引の相手方は本人確認をする。
- ⑦ 取引の相手方は、情報申告書(例えば『給与所得の源泉徴収票』、『利子等の支払調書』等)に、納税者の氏名等と合わせ番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑧ 納税者は、納税申告書等の提出書類に自己の番号を記載し、税務当局に提出する。
- ⑨ 税務当局は、情報申告書を納税者ごとに名寄せする。
- ⑩ 税務当局は、情報申告書と納税申告書の記載内容を突合(マッチング)する。
マッチングにより、納税申告書の内容が適正であるか否か確認(適正でない場合には調査等が行われる。)

(例) 納税者番号制度【アメリカの例】



アメリカの所得税は総合課税方式となっており、また、原則として全ての納税者に確定申告を義務付けている。
提出された納税申告書は、給与、利子、配当、株式売却代金等の様々な収入について、
情報申告書の内容と納税者番号を用いたマッチングが行われ、その記載内容が正しいかチェックされる。
(この他、配偶者、扶養者の番号についても申告書に記入する必要がある、控除対象か否かの判定のためのマッチングが行われる。)

(注) 本図は、外国の制度を参考にイメージ図としたものであり、分りやすさを重視しているため精緻なものとはなっていないことに留意する必要がある。

税制調査会における納税者番号制度審議の推移

年代	審議の内容
昭和53年 ～昭和60年	【利子・配当所得の課税のあり方に関する検討での議論】 ・ 利子・配当所得課税等については、総合課税が現実的に可能となる条件をできる限り早期に整備すべき(昭和53年度答申) ・ 利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきであるとする意見(昭和54年度答申) ・ グリーンカード制度の検討(昭和60年廃止)
昭和61年 ～平成5年	【主に利子・配当所得、有価証券譲渡益の課税のあり方に関する検討での議論】 ・ 納税者番号等検討小委員会を2度開催(昭和63年12月報告及び平成4年11月報告) 納税者番号制度の概要、制度をめぐる諸問題とその考え方(付番方式、コスト、経済取引への影響、プライバシー保護、国民の理解等)につき検討
平成6年 ～平成9年	【納税者番号制度を導入する効果について幅広い観点から検討】 ・ 納税者番号制度を導入する効果に関し、3つの類型とそのイメージ図を提示(平成7年度、8年度答申) (イ)税務行政の機械化・効率化による課税の一層の適正化 (ロ)総合課税の実施 (ハ)相続税等の資産課税への利用
平成10年 ～ 現在	【納税環境の整備としての納税者番号制度の検討】 適正・公平な課税の実現 税務行政の効率化・高度化 納税者番号をめぐる諸状況の変化(経済取引の国際化・電子化、番号利用の一般化) 納税協力(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上

(注) 年代の区分は本資料作成にあたり、推移をわかりやすくするため事務局が分類したものである

平成16年 ～ 現在	【金融番号制度の導入の検討】 ・ 金融所得課税の一体化に向けた納税環境の整備の必要性 (損益通算の適用を受けようとする者のみが番号を利用する選択制)
---------------	---

納税者番号制度の検討にあたっての論点

1. 納税者番号制度の導入の目的

(1) これまでの議論

- 利子・配当所得の課税との関係
- 税務行政の機械化・高度化による課税の一層の適正化と効率化
- 課税の公平・適正化が図られることによってタックス・コンプライアンス(税制への信頼と納税過程における法令遵守)の向上に寄与する

などが挙げられる。一方、

- 事業者の売上げや仕入れに関するすべての取引を把握することは事実上困難であるなど、一定の限界が存在する。

(2) 従来、課税の分野、特に個人所得課税の適正化の観点より議論されてきたが、社会保障を含む「所得一般」の把握の問題との関連をどう考えるか。

2. 個人所得課税の課税方式との関係

- 諸外国の例を見ても、納番の活用は、個人所得課税の課税方式(総合課税か分離課税か、源泉徴収・年末調整の有無等)と関連している点に留意が必要。

3. 番号(付番方式)をどうするか

- 個人に対する付番方式として、次の3方式が検討の対象として考えられる。
 - I) 年金番号方式(基礎年金番号)
 - II) 住民基本台帳方式(住民票コード)
 - III) 税務当局による独自付番方式(税務番号)

- 政府税調では、税務番号は番号の定着性、費用対効果の観点から適当でないとし、前2者の付番方式について検討を行ってきた。

4. 対象とする取引範囲とコスト

- 制度の対象となる資料情報の範囲をどうするか。
 - ① 個人の所得に係るもの(給与支払い、利子・配当等の金融取引等)
 - ② 資産に係るもの(金融資産残高、不動産や貴金属などの資産の取得や保有等)
 - ③ 事業に係るもの(売上げ、仕入れ、事業に要する費用取引等)
- 納税者番号制度により生ずる具体的なコストは、納税者番号制度の対象となる資料情報の範囲等をどのように設定するかによって大きく異なる。
- 制度設計の際には、得られる効果と発生するコストを勘案しつつ、民間及び行政のコスト負担が過大にならないための配慮が必要。

5. プライバシーの保護をどうするか

- 平成 15 年に個人情報保護法が成立したことにより(平成 17 年4月から全面施行)、法制度上でのプライバシー保護に進展が見られる。
- 民間における個人情報セキュリティを巡る動向や個人情報保護法などの一般的な法制面での対応について引き続き注意深く見守る必要。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約4億200万人(累積数) (2000 年末現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968 年
スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1967 年
ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970 年
韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734 万人	内務部	住民登録法	1993 年
シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995 年
イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977 年
オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年

主要国における個人所得課税の方法(未定稿)

	日本	ドイツ	イギリス	フランス	アメリカ	オーストラリア	カナダ	スウェーデン	
納税者番号 制度の有無	×	×	×	×	○ 1962年導入	○ 1989年導入	○ 1967年導入	○ 1967年導入	
所得税率 (国税)	10～37% 4段階	15～42% +連帯付加税(注4) 方程式	10,22,40% 3段階	6.83～48.09% +8%(社会保障関連 諸税) 6段階	10～35% 5段階	17～47% +1.5%(国民健康保 険税) 4段階	16～29% 4段階	20,25% 2段階	
	給与の源泉徴収 ○ (年末調整等有り)	○ (年末調整等有り)	○ (年末調整等有り)	△(注6)	○	○	○	○	
金融資産性所得の課税方法 (注1)	利子	源泉分離課税 (15%+地方税5%)	総合課税 (30%)	総合課税(注5) (20%)	①総合課税(注7) (無し) ②源泉分離課税 (27%)	総合課税 (無し)(注8)	総合課税 (無し)(注8)	総合課税 (無し)	分離課税 税率:30% (30%)
		総合課税(注2) (7%+地方税3%) 又は (20%)(注2)	総合課税 (20%)	総合課税(注5) (無し)	総合課税(注7) (無し)	総合課税(注9) (無し)(注8)	総合課税 (無し)(注8)	総合課税 (無し)	分離課税 税率:30% (30%)
	株式譲渡益	申告分離課税 税率:注3参照 (7%+地方税3%)(注3)	原則非課税 〔12ヶ月未満の 短期売買等は 総合課税〕	総合課税(注5) (無し)	申告分離課税 税率:27% (無し)	総合課税(注9) (無し)(注8)	総合課税 (無し)(注8)	総合課税 (無し)	分離課税 税率:30% (無し)

(注1) 金融資産性所得の課税方法内のカッコ書きは、各所得区分における源泉徴収税率を示す。

(注2) 日本の配当に対する課税は、上場株式等に係る配当等については、国税15%+地方税5%(平15.4.1～平20.3.31は国税7%+地方税3%)の税率による源泉徴収の上、総合課税又は確定申告不要を選択することができる。上場株式等以外の株式等に係る配当等については、国税のみ20%の税率による源泉徴収の上、総合課税であるが、国税については、1回に支払を受ける金額が5万円(年1回10万円)以下のものについて確定申告不要を選択できる。(地方税は金額にかかわらず総合課税)

(注3) 日本の株式等に係る譲渡益に対する課税は、国税15%+地方税5%(上場株式等については、平15.1.1～平19.12.31は国税7%+地方税3%)の税率による申告分離課税となる。ただし、源泉徴収を選択した特定口座を通じて行われる上場株式等の譲渡益については、国税15%+地方税5%(平16.1.1～平19.12.31は国税7%+地方税3%)の税率による源泉徴収の上、確定申告不要を選択できる。

(注4) ドイツの所得税は共有税。また、連帯付加税としてさらに所得税額の5.5%が課される。

(注5) イギリスでは、利子、株式譲渡益については、通常の税率に代えて、10,20,40%が、配当については、10,32.5%が課される。

(注6) フランスでは、給与については、所得税の源泉徴収は無いが、社会保障関連諸税については源泉徴収が行われる。

(注7) フランスでは、金融資産性所得については社会保障関係諸税としてさらに3%が課され、6.83～48.09%+11%(社会保障関連諸税)の税率が適用される。

(注8) アメリカ、オーストラリアにおいては、利子、配当、株式譲渡代金の支払いを受ける者が、支払いを行う者に納税者番号を告知しない場合、源泉徴収義務を課している。
(裏打ち源泉徴収制度。税率は、アメリカ:28%、オーストラリア:48.5%)

(注9) アメリカでは、配当及び長期キャピタルゲイン(1年超保有資産の譲渡益)については、通常の税率に代えて、5,15%の税率が課される。

主要国における納税者番号制度の推移(未定稿)

	アメリカ	スウェーデン	オーストラリア
納税者番号制度に関する主要な出来事	社会保障番号を利用	住民登録番号を利用	税務番号を利用
	1936 社会保障番号の導入 1943 社会保障番号を行政統一番号として利用開始 1961 ケネディ大統領の租税教書における納税者番号制度の勧告及び内国歳入法改正 1962 <u>納税者番号制度の導入</u> 1974 プライバシー法の成立 1976 社会保障番号を納税者番号として利用することを法制化 1982 納税者番号等を通知しない者に対する裏打ち源泉徴収の導入 1986 扶養控除の適用者に扶養親族の番号の申告書への記載を義務化 不動産取引、ロイヤルティの支払い等情報申告書提出の対象となる取引を大幅に拡大 1988 データ照合・プライバシー保護法の成立	1947 住民登録番号の導入 (教会管理の個人識別番号が前身) 1967 住民登録制度の電算化 住民登録番号を10桁に変更 行政統一番号化、 <u>納税者番号制度の導入</u> (社会保障、税務目的等で使用開始) 1973 データ保護法の成立 1987 利子・配当等に関する情報申告書提出の義務化 1991 番号情報の管理を教会から国税庁へ移管 1995 所得や税額を税務当局が集計・記載した納税申告書送付の開始	1936 税務における内部整理番号としての税務番号の利用開始 1985 連邦税制改革のホワイトペーパーを提出 国民登録番号法案提出(1987 廃案) 1988 所得税賦課法改正及びプライバシー法の成立 1989 <u>納税者番号制度の導入</u> 1990 データ照合プログラム法の成立 1991 利子、配当、分配金等の金融所得における利用 社会保障事務等に利用を拡大
制度導入の目的	【ケネディ大統領の租税教書】(1961 年) ・申告納税制度を維持する上で、公平な税法及び均質で強力な税務執行に対する信頼を確保することは必須である。その手段の一つとして、課税資料処理の機械化を進め、納税者番号を通じて納税者の税務情報を集約する。 【内国歳入法改正案に関する説明書】(1961 年) ・租税データ業務における自動データ処理装置の利用拡大の促進 ・納税申告書と支払調書のマッチングの実施		【所得税賦課法改正】(1988 年) ・情報申告制度と納税申告に対する規制の効率化 ・所得税の脱税回避 【上記改正法に関する大臣声明及び演説】 ・税のごまかしへの断固たる措置 ・利子や配当等の支払調書と納税申告書とのマッチングシステムを効率的なものにする

番号付与の方式(付番方式)のあり方に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

【納税者番号等検討小委員会報告（昭和 63 年 12 月）】

- 番号付与の方式についてはアメリカ方式(社会保障番号)、北欧方式(住民登録番号)、イタリア方式(税務番号)の3方式があるが、このうち、主として税務に利用する番号を付与するイタリア方式を採用することは、次の点から適当でないと考える。
 - イ 所得把握を行うためだけの番号であるので、仮にその取得及び使用を罰則により担保しようとしても番号制度が国民の間に定着しないおそれがある。
 - ロ 番号制度の導入及びその管理には多額の費用を要することとなるので、税務だけに番号を利用することは、費用対効果の観点から問題が多い。
 - ハ 仮に、番号付与の事務を国税当局が行うこととすれば、現在当局が把握している者は全国民のごく一部にすぎないところから、多数の地方公共団体から必要な記録を一時期に入手し番号を付与するほか、その後の異動についても管理する必要があるが、それは事実上困難である。
- 結局、仮に我が国に納税者番号制度を導入する場合においては、国民への番号付与の方式として、アメリカ方式か北欧方式のいずれかを採用することになる。

【平成 12 年中期答申】

- 二重付番がないこと、全国一連の番号で生涯変わらないものであること、番号を付与した後の住所、氏名等の異動を管理できる体制になっていること、大多数の個人及び法人を網羅していることなどが必要。
- 個人に対する付番方式の類型として、公的年金番号を利用する「年金番号方式」と住民基本台帳を利用する「住民基本台帳方式」の2類型を検討の対象としてきた。また、そのいずれについても、制度上又は性質上、これらの現行の番号をそのまま納税者番号制度に用いることはできないことに加えて、様々なメリット・デメリットがある。
- 法人に対する番号付与の方式として、税務データ方式(税務当局の管理データに基づく方法)と登記簿方式(法人登記簿のデータに基づく方法)が考えられるが、税務データ方式については公益法人のデータがないなどの問題、登記簿方式については休眠会社の整理などの問題が指摘されている。

【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

個人付番方式の比較

	「基礎年金番号」	「住民票コード」
根 拠 規 定	・ 国民年金法施行規則(厚生省令)	・ 住民基本台帳法
付 番 機 関	・ 社会保険庁	・ 市区町村 (都道府県又は全国センターにおいても管理)
付 番 対 象 者	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)	・ 居住者(外国人を除く)
保 有 情 報	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (注)住所の変更は、原則として本人の届出による	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)
他の行政機関に提供される情報	・ なし	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)
カ ー ド	・ なし	・ 本人の申請により発行(平成 15 年 8 月より) (注)住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は総務省令において規定。番号の記載なし。
目 的	・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入者問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)	・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化 (転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供 (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供 (条例による市町村独自の利用等)
プライバシー保護規定	・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置
民間での利用	・ 加入者本人に他に利用されないよう注意喚起	・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止
検 討 ・ 実 施 状 況	8 年 4 月 システム・テスト ↓ 住所情報等収集 ↓ 広報 10 月 付番対象者確認 12 月 番号通知 9 年 1 月 実施	11 年 8 月 参議院において可決・成立 → 公布 14 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 1 次稼働 12 月 住民票コードの利用提供可能事務の拡大(93 事務 ⇒264 事務)を規定する行政手続オンライン化整備 法の成立(平成 15 年 2 月施行) 15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク 2 次稼働

納税者番号として検討する場合の個人付番方式の比較

(平成 12 年 7 月 税制調査会「わが国税制の現状と課題

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」より抜粋)

	年金番号方式(基礎年金番号)	住民基本台帳方式(住民票コード)
メリ ット	○ 国民に受益を伴う行政分野で利用されているので、税務の分野での利用も比較的円滑に受け入れられるのではないかと。 ○ 基礎年金番号の民間利用について規制はなく、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面においても活用可能である。 (← 他方、民間における個人情報保護の問題について検討が必要。)	○ 外国人を除く居住者すべてが対象であり、住所異動を正確に把握できる。 ○ 住民票コードについて法律上の根拠がある(住民基本台帳法で規定)。
デ メ リ ット	● 年金非対象者等については自主申請とならざるを得ないことから全国民に自動的に付番することができず、二重付番、付番漏れが生じ得る(注)。 (← 公的年金制度に加入していない者についても、自主的に番号を取得することを促す仕組みを作ることなどによって番号制度の枠組みに取り込めるのではないかと。) ● 基礎年金番号について法律上の根拠がない(厚生省令で規定)。	● 住民票コードの民間利用が禁止されているため、納税者と相手方(金融機関等)との自己証明・本人確認の場面では活用できない。 ● 住民票コードについては、今後の整備、定着・活用の状況等に十分留意する必要があるのではないかと。 (← 身近な市町村の住民票の記載事項であるため、受け入れやすいのではないかと。)

(注) 基礎年金番号は、公的年金加入者等(外国人も含む)が対象であり、住所の変更は本人の届出による。

納税者番号制度の対象範囲とコストに関する税制調査会のこれまでの主な考え方

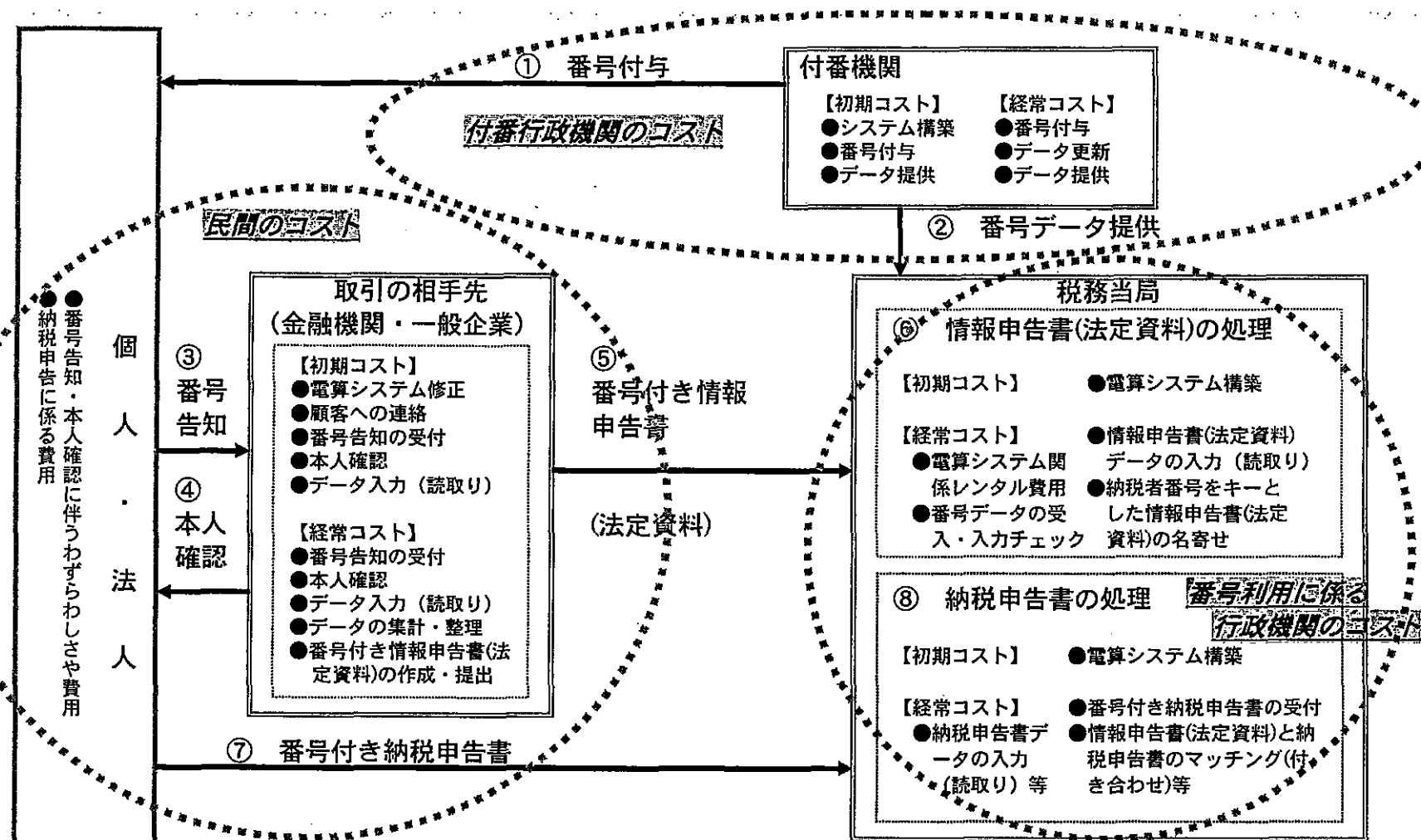
【平成 12 年中期答申】

- 納税者番号制度により生ずる具体的なコストは、納税者番号制度の対象となる資料情報の範囲等をどのように設定するかによって大きく異なる。
 - ① 金融取引については、納税者番号制度が導入される場合には、預金口座等を管理するソフトウェアの更新、顧客への利子支払額等の通知等を、新たに行わなければならない。
 - ② 一般の経済取引のうちで資料情報の提出義務が課される経済取引に関しては、個々の取引において、納税者番号を新たに追加した資料情報を提出しなければならない。
 - ③ 給与等の支払に関しては、雇用主が従業員の給与等の管理に用いる個々の従業員の整理番号について一対一で納税者番号を新たに対応させる必要が生じ、コンピューターのソフトウェア等について変更・更新等を行わなければならない。
- 個々の取引等の場において、納税者番号の告知を求めて本人確認をいちいち行わねばならない「わずらわしさ」についても、定量化されないものであるが、制度の導入に係る負担の一つとして無視できないと考えられる。

【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

納税者番号制度の利用の各局面において生ずるコスト（イメージ）



(注) この図は、納税者番号制度の仕組みと各局面において生ずるコストについて考えられるイメージを示したものであり、具体的な番号制度を念頭に置いたものではなく、今後の様々な検討の中で変わりうるものであることに留意する必要がある。

日本の法定資料の種類

【所得課税に関するもの】

I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの

- 1 利子等の支払調書（注1）
- 2 国外公社債等の利子等の支払調書（注1）
- 3 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
- 4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書
- 5 投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書
- 6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書
- 7 自己の株式の取得等の場合の支払調書
- 8 名義人受領の利子所得の調書
- 9 名義人受領の配当所得の調書

II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの

- 10 不動産等の譲受けの対価の支払調書
- 11 株式等の譲渡の対価の支払調書
- 12 交付金銭等の支払調書
- 13 譲渡性預金の譲渡等に関する調書
- 14 特定新株予約権の付与に関する調書
- 15 特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書
- 16 新株予約権の行使に関する調書
- 17 特定振替国債等の譲渡対価の支払調書
- 18 特定口座年間取引報告書（注2）
- 19 先物取引に関する調書
- 20 信託受益権の譲渡の対価の支払調書

III 給付補てん金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの

- 21 定期積金の給付補てん金等の支払調書（注1）
- 22 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書
- 23 生命保険契約等の一時金の支払調書
- 24 生命保険契約等の年金の支払調書
- 25 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書
- 26 損害保険契約等の年金の支払調書
- 27 無記名割引債の償還金の支払調書
- 28 特定振替国債等の償還金等の支払調書

IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの

- 29 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
- 30 損害保険代理報酬の支払調書
- 31 不動産の使用料等の支払調書
- 32 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
- 33 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
- 34 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
- 35 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）

V 非居住者等に関するもの

- 36 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
- 37 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
- 38 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
- 39 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
- 40 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
- 41 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
- 42 非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書

VI その他

- 43 信託の計算書

VII 納税義務者本人から提出されるもの

- 44 収支内訳書
- 45 事業所得等に係る総収入金額報告書
- 46 財産債務明細書

【資産課税に関するもの】

- 1 生命保険金・共済金受取人別支払調書
- 2 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
- 3 退職手当金等受給者別支払調書
- 4 信託に関する受益者別（委託者別）調書

【その他】

- 1 国外送金等調書

（注）1. 上記1、2、21の支払調書については、個人に支払う場合には税務署への提出は要しない。
2. 源泉徴収選択口座については、特定口座年間取引報告書の税務署への提出は要しない。

給与、利子、株式配当、株式等譲渡益、報酬等の主な課税方法とその法定資料の概要

区分			課税方法		法定資料	
			所得税	住民税	法定資料の種類	法定資料が提出不要である場合
給与	俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与		総合課税	総合課税	給与所得の源泉徴収票 （住民税：給与支払報告書）	○支払金額が年間500万円以下の場合（年末調整済みの場合） （注1）但し、法人の役員は年間150万円以下、弁護士、公認会計士等は年間250万円以下 （注2）年末調整未済の者については、法人役員等は年間50万円以下、中途退職者等は250万円以下 （注3）住民税に係る給与支払報告書は支払金額にかかわらず市町村への提出が必要
			（源泉徴収）	（特別徴収）		
利子	預金及び公社債の利子、合同運用信託及び公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配等		源泉分離課税		利子等の支払調書	○個人に対するもの ○普通預金等の利子 ○年間の利子等が3万円以下の場合 等
			15%の源泉徴収	5%の特別徴収		
配当	公募株式投資信託の収益の分配等		総合課税又は確定申告不要		投資信託又は特定目的信託収益の分配の支払調書等 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	○1回に支払うべき金額が 計算期間1年以上：10万円以下 計算期間1年未満：5万円以下 の場合 等
			7%の源泉徴収	3%の特別徴収		
	剰余金の配当・ 上場株式等の配当（大口以外）等 上記以外 一回の支払配当の金額が5万円（年1回10万円）以下のもの	総合課税				
		20%の源泉徴収	—			
		確定申告不要	総合課税			
		20%の源泉徴収	—			
株式等譲渡益	上場株式等	申告分離課税 （特定口座を通じて行われる譲渡所得については、源泉徴収のみで課税関係を終了させることができる） 7% 3%		特定口座年間取引報告書	○特定口座が源泉徴収選択口座である場合 ○同一人に対する支払金額が、年間100万円以下の場合 ○1回ごとに支払調書を作成する方法を選択した者については、1回の支払金額が30万円以下の場合 ○特定口座を通じて譲渡されるもの	
				株式等の譲渡の対価の支払調書		
	その他の株式等	申告分離課税 15% 5%				
報酬等	報酬若しくは料金、契約金又は賞金		総合課税	総合課税	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	○同一人に対する支払金額が年間5万円以下の場合 （注）上記には一定の例外有り 例：職業拳闘家、プロサッカー選手等、外交員、集金人、電力量計の検針人の報酬・料金は、同一人に対するその年間支払い額が50万円以下のもの
			(100万円以下の部分) 10%の源泉徴収 (100万円超の部分) 20%の源泉徴収			

プライバシーの保護に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

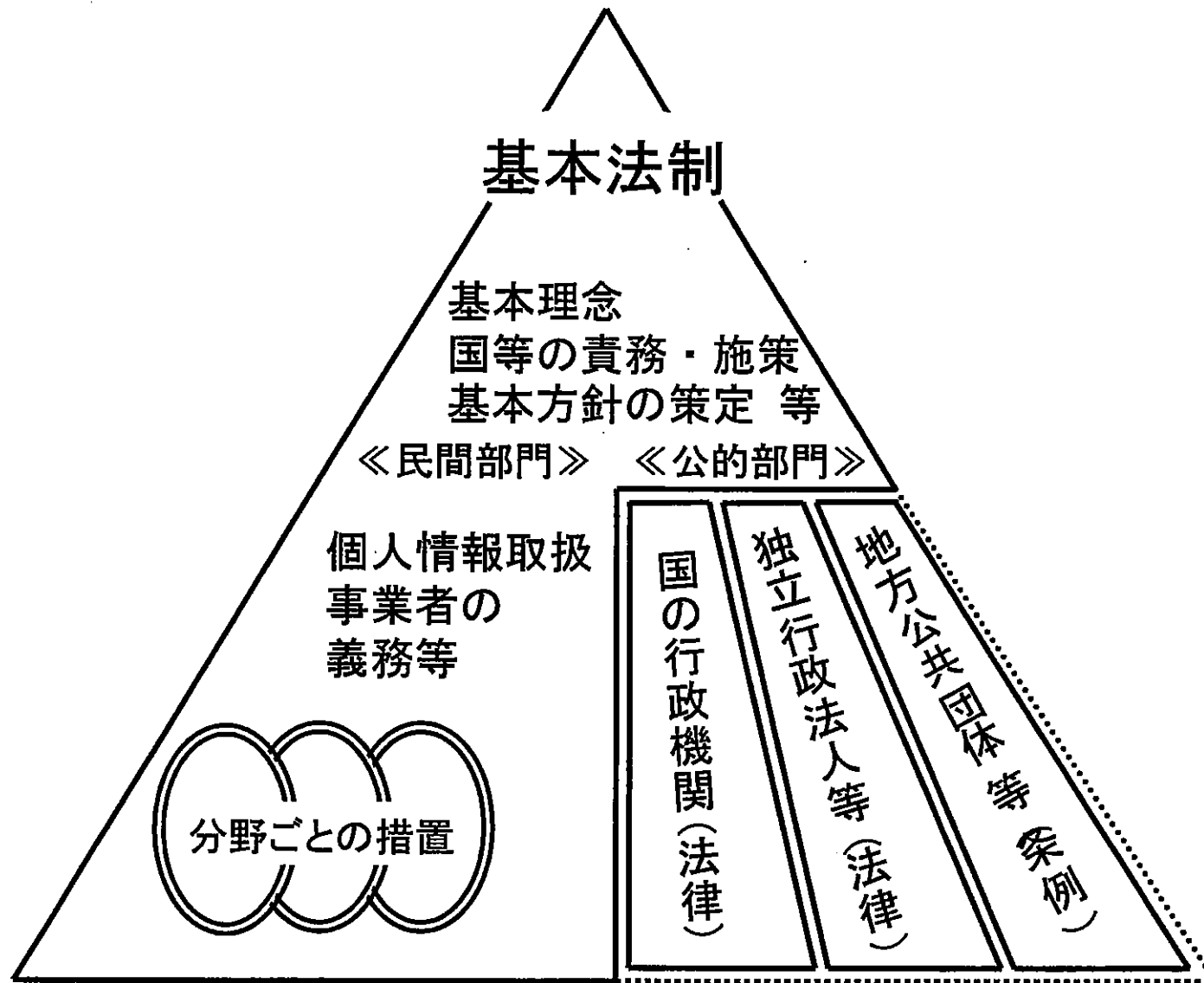
【平成 12 年中期答申】

- 納税者番号制度に関連してプライバシーの保護の問題が生じる局面は、納税者と税務当局、税務当局と他の行政当局、納税者と資料情報の提出義務者の 3 つの局面に整理することができる。
 - ① 納税者と税務当局間のプライバシーの問題については、税務当局は適正な税務執行のために納税者の経済取引等に係る情報を収集することが求められており、その限りでプライバシーは制限されざるを得ない。税務行政においては、一般の公務員の守秘義務に加え、税務職員についてより重い守秘義務が税法により課されている。従って、納税者番号が導入された場合においても、基本的には、納税者と税務当局間にプライバシーの問題が新たに生じるわけではない。
 - ② 税務当局が納税者番号を用いて収集した税務データへの他の行政当局からのアクセスの問題については、公務員の守秘義務のほか、個人情報保護法による行政機関の保有する個人情報ファイルの目的外使用に関する規制がなされている。他の行政当局が税務データにアクセスできるような仕組みを構築することは、基本的に税務職員の守秘義務違反に当たると考えられる。税務データへの不正アクセス防止の問題については、今後、技術的な方策を含め検討を行っていくことが求められる。
 - ③ 取引等の際に納税者番号により本人確認を行うことで、資料情報提出義務者が知り得た納税者の個人情報を無断で第三者に売買するといった危険性が生じる。このような問題に対処するためには、現在、個人情報保護の基本法制の検討を含めた取組みがなされているところであり、今後の検討の推移を見守る必要がある。
- 納税者番号制度のような個人情報に関連する大掛かりな制度においては、プライバシー保護に関してごくわずかでも問題が生じると、制度全体の信頼を著しく損ねるおそれがあり、プライバシー保護については、引き続き十分な検討を重ねていかなければならない。

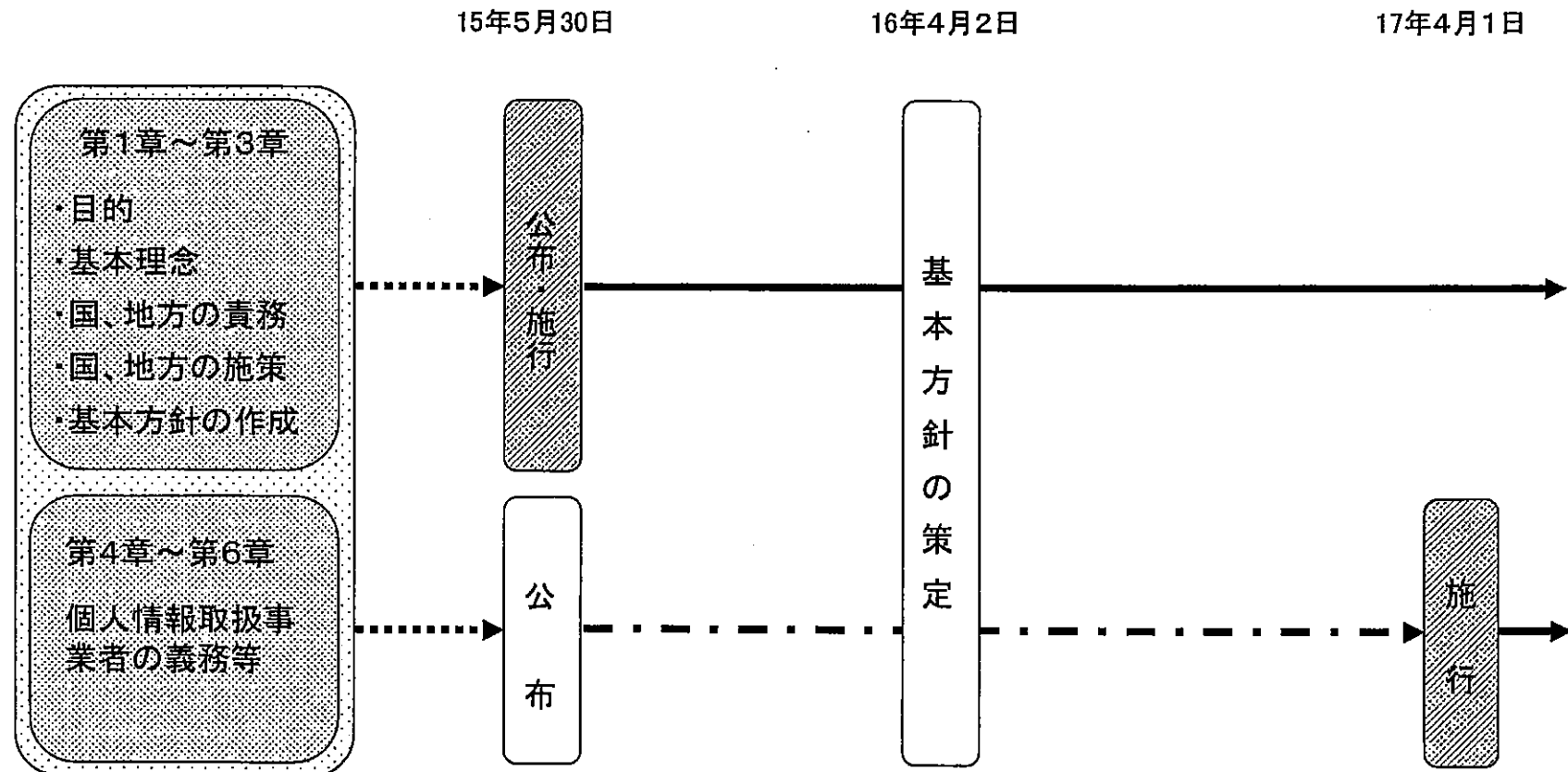
【平成 15 年中期答申】

- 今後は、全国一連の番号の利用や個人情報保護のあり方の状況を踏まえ、導入に向けた具体的な諸方策について更に検討を進めるべきである。この際、民間及び行政のコスト負担が小さく、プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分に確保されるよう適正な制度設計を行い、納税者番号制度に対する国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

個人情報保護法制の体系イメージ



施行に向けたスケジュール



個人情報の保護に関する法律等の概要

個人情報の保護に関する法律

第1章 総則

1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義（2条）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）
「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニ
ュアル処理情報を含む）
「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共
団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない等の一定の者を除く）
「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報
「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取
扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

2 法制上の措置等（6条）

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人
情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議に
かけて決定

第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

(1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）

- ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
- ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止

(2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）

- ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
- ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
- ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示

(3) データ内容の正確性の確保（19条）

- ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保

(4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）

- ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な
監督

(5) 第三者提供の制限（23条）

- ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
- ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等
しているときは、第三者提供が可能
- ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項
を通知等している場合）は第三者提供とみなさない

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）

- ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表等
- ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等

(7) 苦情の処理（31条）

- ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理

(8) 主務大臣の関与（32条～35条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
- ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要
がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
- ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）

(9) 主務大臣（36条）

- ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、
内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

(1) 団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

(2) 個人情報保護指針（43条）

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) 主務大臣の関与（46条～48条）

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) 主務大臣（49条）

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外（50条1項）
- ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力（50条3項）
※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則（56条～59条）

附則

- ・ 公布の日から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

個人情報の保護に関する法律施行令（抄）

- ・ 個人情報取扱事業者から除外される者（2条）

その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれの日においても5千を超えない者

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

1 目的

国の行政機関における個人情報の適正な取扱い

2 対象機関

国のすべての行政機関（会計検査院を含む。）

3 対象情報

電子記録のみならず、行政文書に記録されている個人情報

4 個人情報の適切な取扱い

- ・ 保有制限－利用目的の達成に必要な範囲内等
- ・ 書面による直接取得に際しての利用目的の明示
- ・ 利用・提供の制限－利用目的以外の目的のための利用・提供の原則禁止
- ・ 正確性の確保－利用目的の達成に必要な範囲で事実と合致
- ・ 安全確保－漏洩等防止のための措置

5 個人情報ファイルの適正な管理と公表

- ・ ファイル保有に当たっての総務大臣に対する通知
- ・ 個人情報ファイル簿の作成と公表（インターネット等も活用）

6 本人関与

- ・ 開示請求制度－本人開示に支障の生ずるおそれのあるものを除く開示（部分開示を含む。）義務
- ・ 訂正請求制度－事実と相違するものについて利用目的の達成に必要な範囲での訂正義務
- ・ 利用停止請求制度－不適法な取得、利用、提供について適正な取扱いを確保し事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼさない限りにおいて利用停止義務

7 不服申立て

開示、訂正、利用停止を拒否する決定に対する不服申立てについて、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務

8 罰則

- ・ 以下の行為を行った行政機関の職員等に関する罰則
- ・ コンピュータ処理されている個人データの漏えい
- ・ 不正な利益を図る目的での個人情報の提供又は盗用
- ・ 職務の用以外の用に供する目的で職務を濫用した個人の秘密の収集

（出所）首相官邸、総務省ホームページ

グリーンカード制度の概要

1 制度の趣旨

非課税貯蓄及び課税貯蓄の双方を通ずる本人確認及び名寄せを的確に行い、非課税貯蓄制度の公正な運営と、利子・配当所得等の課税の適正化を図る。

2 カードの交付

少額貯蓄の非課税制度（郵便貯金を含む。）及び少額公債の非課税制度を利用しようとする者に対し、申請によりカードを交付する。

3 カードの利用

(1) 非課税貯蓄については、金融機関、郵便局等は、カードにより本人確認を行う。

カードには、少額貯蓄、少額公債の店舗ごとの非課税限度額を記載する。

(2) 課税貯蓄の利子、配当等については、金融機関等はカードにより本人確認を行い、支払調書にはカードの交付番号を記載する。

カードのない者についての本人確認は、一定の書類（例えば、住民票の写し）の提出を求めて行う。

4 他目的利用の禁止等

(1) カード及びその記載事項については、カードの交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的にこれを用いてはならない。

(2) カードの交付事務従事者が、その事務に関連して得た秘密を洩らした場合は、一般の国家公務員の守秘義務違反より重い罰則が適用される。

また、カードの不正使用については、罰則が適用される。

グリーンカード制度についての経緯

年 月 日	事 項
54. 6. 19	税制調査会利子配当・土地税制特別部会設置
12. 18	税制調査会、グリーンカード制度の導入を織り込んだ利子配当・土地税制特別部会報告提出
12. 20	税制調査会、グリーンカード制度の導入を答申(昭和55年度の税制改正に関する答申)
55. 2. 5	グリーンカード制度の導入を織り込んだ所得税法の一部改正法案を国会に提出
3. 31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
9. 26	グリーンカードの交付手続きに関する政省令を公布
56. 11. 5	グリーンカードの利用に関する細目、利子・配当の総合課税に関する事項を定める政省令を公布
57. 1～	グリーンカード制度の見直し論が高まる。
8. 17	自民党議員提案によるグリーンカード制度の5年延期法案を国会に提出
12. 25	上記法案、廃案となる。
12. 28	グリーンカードの交付申請時期を「別に政令で定める日」まで延期する所得税法施行令の一部改正政令を閣議決定、公布
58. 1. 13	税制調査会、グリーンカード制度の取扱いについて協議
2. 4	グリーンカード制度の3年延期を織り込んだ租税特別措置法の一部改正法案を国会に提出
3. 31	上記法案、参議院本会議において可決成立、公布
59. 7. 6	税制調査会利子配当特別部会設置
12. 17	税制調査会、グリーンカード制度の廃止を織り込んだ利子配当特別部会報告提出
12. 19	税制調査会、グリーンカード制度の廃止を答申(昭和60年度の税制改正に関する答申)
60. 1. 30	グリーンカード制度の廃止を織り込んだ租税特別措置法及び所得税法の一部改正法案を国会に提出
3. 29	上記法案、参議院本会議において可決成立

納税者番号制度による事業所得の把握に関する税制調査会のこれまでの主な考え方

【納税者番号等検討小委員会報告（昭和 63 年 12 月）】

- 事業所得を完全に把握するため、事業に係るすべての取引を納税者番号制度の対象とすべきであるとの意見があるが、情報申告義務を課される者の事務負担等を考慮すれば現実的ではない。
- 事業所得については、納税者番号制度により各種資産の移動等の把握が行われることとなれば、間接的に事業所得の把握に資することになる。しかし、事業所得を完全に把握するためには、売上げ又は仕入れ等に関する取引のすべてを納税者番号制度による資料収集の対象とする必要があるが、それは現実には不可能であろう。
- 納税者番号制度を採用することにより牽制効果による申告水準の向上が期待できるという面はあるものの、同制度は課税資料の収集及び管理を効率的なものとする仕組みであり、納税者の所得等を正確に把握するためには、資料に基づく税務調査の充実を同時に図ることが必要である。

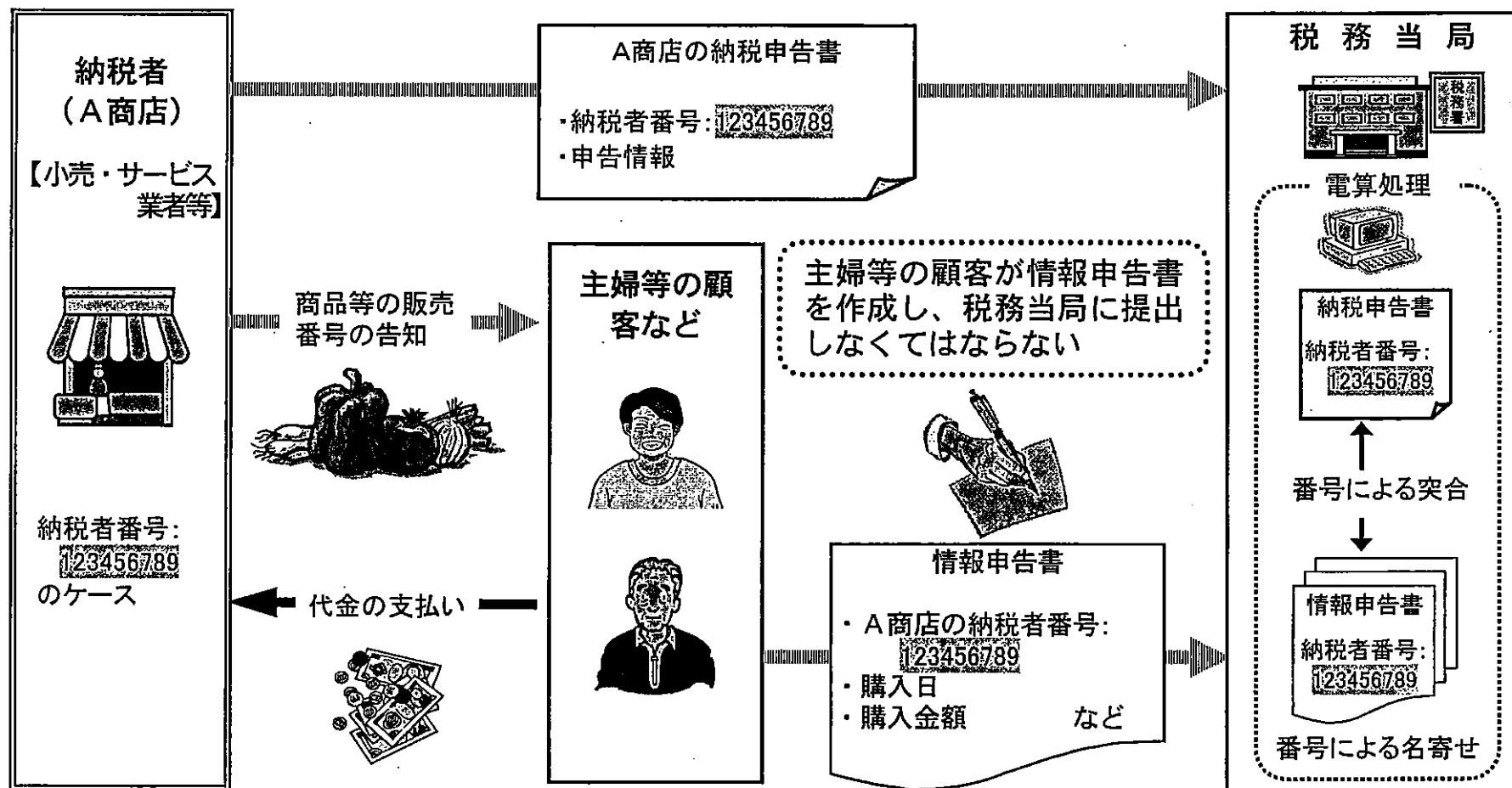
【平成 12 年中期答申】

- 納税者番号制度が導入されれば、すべての所得等の把握が可能となるといった見方が一部に見受けられるが、すべての経済取引を納税者番号制度の対象範囲とすることは不可能である。例えば、事業者の売上げや仕入れに関するすべての取引を把握することは困難であるなど、おのずから一定の限界が存在することにも留意しなければならない。

(例) 小売業者等が顧客に販売を行うケース

小売・サービス業などの個人事業者の売上(所得)を納税者番号を利用して税務当局が直接把握するためには、主婦等の顧客が個人事業者から納税者番号の告知を受け、その納税者番号付きの資料を税務当局に提出するとの対応が必要となるが、このような対応は果たして可能かという問題があり、活用には限界がある。

⇒ 納税者番号制度で、個人事業者の売上(所得)を直接把握することは困難。



(注)このイメージ図は、分りやすさを重視しているため精緻なものとはなっていないことに留意する必要がある。